

(別紙)

諮問番号：令和2年6月12日付 諮問第4号

答申番号：令和2年11月10日付 答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁沖縄市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った平成31年度市民税・県民税の更正決定に関する処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は理由がないから棄却されるべきとの審査庁沖縄市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 市民税・県民税の決定金額の見直し（減額を要求. 1/10 で）
- (2) 税額高すぎて老後の計画が阻害され普通の生活が出来なくなるおそれがある。
- (3) 税の見直しを求めため本審査請求を提起した。
- (4) 市が法に基づいて課税しているのは理解している。
- (5) 給料はあるが、■■■■■■。
- (6) 税金の消滅ではなく、減額をお願いしたい。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分に係る課税額の計算は、以下のとおりであり、市民税・県民税の課税計算に誤りはない
 - ア 総所得金額について
審査請求人の課税資料として、関係先から市に提出されていることから、給与収入および年金収入があったと認められる。よって、審査請求人の総所得金額は給与所得と雑（年金）所得を合計した■円となる。
 - イ 所得控除額について
審査請求人に該当する所得控除額としては、基礎控除 33 万円のほか、給与報告書に記載されている社会保険料控除■円及び、年金報告書に記載されている社会保険料控除■円が控除される。よって、審査請求人の所得控除額の合計は■円となる。
 - ウ 課税総所得金額について
審査請求人の課税総所得金額は、所得控除後の総所得金額であるため、総所得金額■円から所得控除額■円を引いた■円（千円未満の端数は切捨）となる。
 - エ 所得割の算出について
審査請求人の所得割の税率は、市民税が課税総所得金額■円に 100 分の 6

を乗じるため■円となり、県民税が課税総所得金額■円に100分の4を乗じるため■円となる。

オ 調整控除について

審査請求人の所得割から控除する調整控除額の算定は、人的控除の差の合計額から合計課税所得金額から200万円を控除した金額を控除した金額が基準額となる。審査請求人の場合、人的控除の差額の合計が5万円、合計課税所得金額から200万円を控除した金額が■円であり、人的控除の差額の合計から合計課税所得金額から200万円を控除した金額を控除すると5万円未満となるため、基準額は5万円となる。この5万円の100分の3に相当する額1,500円が市民税所得割から、100分の2に相当する額1,000円が県民税所得割から控除する調整控除額になる。

カ 所得割の確定について

審査請求人の所得割は、上記エで算出した金額(市民税■円、県民税■円)から上記オで算出した調整控除額(市民税1,500円、県民税1,000円)を控除するため、市民税所得割の額が■円(100円未満切捨)、県民税所得割の額が■円(100円未満切捨)となる。

キ 均等割の算出について

審査請求人の均等割の税率は、市民税が3,000円に特別分500円を加算した3,500円となり、県民税が1,000円に特別分500円を加算した1,500円となる。

ク 年税額について

審査請求人の年税額は、所得割■円(市民税■円、県民税■円)と均等割5,000円(市民税3,500円、県民税1,500円)の合計額■円となる。

(2) 本件処分に係る手続については、以下のとおりであり、本件処分は適正に処理されている。

ア 賦課決定の根拠について

審査請求人は平成31年度市民税・県民税の賦課期日にあたる平成31年1月1日に沖縄市の住民であるため、納税義務者に該当する。

イ 賦課決定の期限制限について

本件処分は平成31年度市民税・県民税の賦課決定処分であり、法定納期限は、その第1期分の令和元年7月1日となる。その翌日の令和元年7月2日から3年(令和4年7月1日)を経過した場合は、賦課決定はできないことになるが、本件処分は令和元年7月16日に行っているため、賦課決定の期間制限上の問題はない。

ウ 給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて

本件処分は、給与所得に係る特別徴収税額■円を普通徴収税額へ繰り入れる賦課決定処分である。本件処分は令和元年7月16日に行っていることから、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その日以降に到来する納期において徴収しなければならない。よって、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった税額■円は令和元年7月16日以降に到来する納期にあたる第2期(納期限:令和元年9月2日)

以降に繰り入れられることになり、本件処分もそれに則っている。

エ 納税通知書の交付について

本件処分に係る納税通知書は令和元年7月17日に審査請求人の自宅へ送付しており、審査請求人は審査請求書にて本件処分を知った年月日を令和元年7月25日と記載していることから、遅くとも、納期限（令和元年9月2日）前10日までに交付されているため、処分手続きは妥当である。

- (3) 審査請求人は、本件処分時において、給与収入及び年金収入を得ている。
- (4) 市民税の減免については、地方税法第323条（市町村民税の減免）にて、「当該市町村の条例の定めるところにより市町村民税を減免できる」と規定しており、当該条文を受けて、本市では沖縄市税条例第51条（市民税の減免）第1項第1号から第7号までに該当する者について減免を行うことができると規定しているが、審査請求人はその各号のいずれにも該当していない。
- (5) 以上のとおり、本件処分は適正に賦課決定を行っている。したがって、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由（※原文のまま記載）

(1) 均等割の税率について

地方税法第310条及び沖縄市税条例第31条並びに沖縄県税条例第25条の規定により、市民税及び県民税の均等割の額は、市民税3,000円、県民税1,000円とされている。

また、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び沖縄市税条例附則第15条並びに沖縄県税条例附則第5条の3の規定により、平成26年度から令和5年度までの各年度分の市民税及び県民税の均等割の税率は、上記の額に500円を加算した額とするとされている。それらの規定に基づくと市民税の均等割の金額は3,500円、県民税の均等割の金額は、1,500円となる。

(2) 総所得金額について

審査請求人の給与所得について、平成31年度に2事業所から次のように給与支払報告書が処分庁に提出されている。A社■円、B社■円。

次に、審査請求人の雑所得（年金）について、厚生労働省及び企業年金連合会から次のように年金支払報告書が処分庁に提出されている。厚生労働省平成31年度公的年金等支払報告書■円、企業年金連合会平成31年度公的年金等支払報告書■円。

このことから、給与収入の合計額■円及び年金収入の合計額■円があったことが認められる。

次に、所得税法第22条第2項、所得税法第35条、地方税法第313条第2項、沖縄市税条例第33条第2項、地方税法第32条第2項、沖縄県税条例第20条

第2項及び平成30年分公的年金等に係る雑所得の速算表・給与所得の速算表の規定に基づく審査請求人の総所得金額は、給与所得■円と雑所得（年金）■円を合算した■円が総所得金額となる。

(3) 所得控除額について

審査請求人の所得控除について、地方税法第314条の2、沖縄市税条例第34条の2、地方税法第34条及び沖縄県税条例第21条の規定により、算出すると、基礎控除額330,000円、B社の給与支払報告書に記載されている社会保険料の額■円、厚生労働省から平成31年度公的年金等支払報告書に記載されている社会保険料の額■円の合計額■円が所得控除額となる。

(4) 課税総所得金額について

審査請求人の課税総所得金額について、所得税法第89条の規定により、算出すると、総所得金額■円から所得控除額■円を差引いた■円となる。

また、地方税法第20条の4の2第1項の規定に基づき、1,000円未満を切り捨てた額■円が課税総所得金額となる。

(5) 市民税・県民税の所得割の額について

審査請求人の市民税の所得割の額について、地方税法第314条の3第1項及び沖縄市税条例第34条の3の規定により、課税総所得金額■円に100分の6を乗じた額■円が市民税の所得割の額となる。

次に県民税の所得割の額については、地方税法第35条及び沖縄県税条例第22条の規定により、課税総所得金額■円に100分の4を乗じた額■円が県民税の所得割の額となる。

(6) 調整控除について

審査請求人の調整控除について、地方税法第314条の6第2号及び沖縄市税条例第34条の6第2号の規定により、算定すると、合計課税所得金額■円から2,000,000円を控除した金額が■円となる。

次に、50,000円から■円を控除するとマイナス■円となる。この場合、当該規定に50,000円を下回る場合は、50,000円とする。と規定されているため、基準額は50,000円となる。

次に、沖縄市税条例第34条の6及び沖縄県税条例第23条の規定により、基準額の50,000円の100分の3に相当する額の1,500円が市民税所得割から控除する調整控除額となる。また、基準額の50,000円の100分の2に相当する額の1,000円が県民税所得割から控除する調整控除額となる。

(7) 所得割の確定について

沖縄市税条例第34条の6及び沖縄県税条例第23条の規定により、審査請求人の所得割、市民税■円から市民税の調整控除額1,500円を控除すると市民税所得割の額は、■円となる。

次に、県民税■円から県民税の調整控除額1,000円を控除すると、県民税所得割の額は、■円となる。

次に、地方税法第20条の4の2第3項の規定に基づき、100円未満を切り捨てると市民税所得割の額は、■円、県民税所得割の額は■円となる。

(8) 年税額について

審査請求人の年税額について、沖縄市税条例第 23 条第 1 項及び沖縄県税条例第 18 条第 1 項の規定により、算定すると、所得割■円（市民税所得割■円、県民税所得割■円）及び均等割 5,000 円（市民税 3,500 円、県民税 1,500）の合計額■円が年税額となる。

なお、平成 31 年度市民税・県民税更正（決定）通知書（令和元年 7 月 16 日付け）によれば、審査請求人の年税額は、■円となっている。

(9) 個人の市民税・県民税の賦課期日について

個人の市民税・県民税の賦課期日について、地方税法第 318 条及び沖縄市税条例第 37 条並びに地方税法第 39 条及び沖縄県税条例第 26 条において、それぞれ当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日とする。と規定されている。

処分庁においては平成 31 年 1 月 1 日時点で本市基幹系システムにて住民登録のある方を賦課（課税）対象者として登録している。よって、審査請求人が平成 31 年 1 月 1 日において、沖縄県及び沖縄市内に住所を有する個人といえる。

(10) 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書の提出について

処分庁は、地方税法第 321 条の 5 第 3 項の規定に基づき、特別徴収義務者から提出された令和元年 7 月 10 日付け特別徴収にかかる給与所得者異動届出書を、同年 7 月 12 日付けで受付している。すなわち、本件処分の手続は、同規定に基づき適切に処理されていることになる。

(11) 給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて

給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて、地方税法第 321 条の 7 第 1 項及び沖縄市税条例第 47 条第 1 項の規定に基づいた、本件処分の更正決定は、令和元年 7 月 16 日付けである。

この場合、更正決定前の第 1 期分■円（納期限、令和元年 7 月 1 日）については、更正することができないため、第 2 期分からの更正決定になる。すなわち、更正決定前の給与からの特別徴収税額■円を普通徴収の第 2 期（納期限、令和元年 9 月 2 日）以降の徴収方法によって徴収することとなり、次のようになる。2 期分■円、3 期分■円、4 期分■円。この場合、地方税法第 24 条の 4 第 6 項の規定により、3 期分と 4 期分の 1,000 円未満の端数、それぞれ 400 円は、2 期分に合算されるため、2 期分■円、3 期分■円、4 期分■円となる。さらに、2 期分については、更正前の■円が合算されるため、2 期分■円となる。

なお、平成 31 年度市民税・県民税更正（決定）通知書（令和元年 7 月 16 日付け）は、普通徴収として、2 期分■円、3 期分■円、4 期分■円となっている。

(12) 法定納期限について

法定納期限について、地方税法第 17 条の 5 第 3 項は、賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して 3 年を経過した日以降においては、することができない。と規定し、賦課徴収に期間制限を設けている。

次に、地方税法第 11 条の 4 及び地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号「自治税務局市町村税課」）の定めにより、第 1 期分としている。その第 1 期分の納期については、地方税法

第 320 条の条例への委任規定を受けて、沖縄市税条例第 40 条第 1 項において、6 月 1 日から同月 30 日までの納期と定めている。当該規定に基づく、法定納期限は、令和元年 6 月 30 日となる。ただし、平成 31 年度（令和元年度）においては、6 月 30 日が休日に該当するため、地方税法第 20 条の 5 の規定により、翌日の 7 月 1 日が法定納期限となる。

(13) 更正、決定等の期間制限について

本件処分の更正、決定について、地方税法第 17 条の 5 第 3 項の規定により、法定納期限の翌日となる令和元年 7 月 2 日から 3 年を経過した場合、すなわち令和 4 年 7 月 2 日を経過した場合には、賦課決定することができないことになる。

本件の更正、決定処分は、令和元年 7 月 16 日に行われているため、期間制限内に賦課決定されていることになる。

(14) 納税通知書の通知について

納税通知書の通知について、地方税法第 319 条の 2 第 3 項は、納税通知書は、遅くとも、納期限前 10 日までに納税者に交付しなければならないと規定されている。

平成 31 年度市民税・県民税更正（決定）通知書によれば、本件処分年月日は令和元年 7 月 16 日付けで、納期限は令和元年 9 月 2 日となっている。

次に、審査請求人が令和元年 8 月 8 日に提出した、審査請求書の審査請求に係る処分があったことを知った年月日について、審査請求人は、令和元年 7 月 25 日と記載している。これは、審査請求人が令和元年 7 月 25 日までに本件処分の納税通知書を受けとっていることになる。すなわち、地方税法第 319 条の 2 第 3 項の規定どおり、本件処分の納税通知書が納期限前 10 日までに納税者に交付されていることになる。

(15) 行政手続法第 14 条について

審査請求人が本件処分について、いかなる事実に基づいて処分が行われたかについて

行政手続法第 14 条第 1 項では、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。と規定している。また、同項逐条解説において、不利益処分の根拠条項を明示する必要がある。と規定されている。

さらに、判例によれば（一級建築士免許取消処分等取消請求事件（平成 23 年 6 月 7 日最高裁第三小法廷）、行政手続法第 14 条第 1 項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。とある。

これを、本件についてみると、処分庁が発送した、本件処分の通知書一式は次のとおりである。「平成 31 年度市民税・県民税更正（決定）通知書」、「平成 31 年市民税・県民税納税通知書」、「納付書」。

平成 31 年度市民税・県民税の更正（決定）通知書の文書に記載されている更正理由は、「特別徴収から普通徴収へ」と記載されている。

次に、令和 2 年 1 月 22 日に実施した、行政不服審査法第 31 条に基づく口頭意見陳述において、審理員は、審査請求人に対し、特別徴収から普通徴収へ変更になった理由を把握しているかという質問を行った。

審査請求人の回答は、■■■■であるため普通徴収で行いたいということで、事業所側と調整したとの回答であった。

すなわち、本件の更正、決定処分については、審査請求人の希望により、特別徴収から普通徴収へ変更されたことが原因となっている。

次に、賦課決定の根拠となる条文については、平成 31 年度市民税・県民税納税通知書において、課税の根拠として、市民税・県民税は地方税法第 24 条及び第 294 条、沖縄県税条例第 18 条並びに沖縄市税条例第 23 条によって、下記の者に課せられます。と規定されている。また、同時に、不服の申立てについての教示文も規定されている。

平成 31 年度市民税・県民税の更正（決定）通知書の文書に記載されている更正理由「特別徴収から普通徴収へ」については、不利益処分の要件となる原因についての説明であること、これは、審査請求人が特別徴収から普通徴収への変更を希望したことからすると、審査請求人が十分理解できる理由の内容といえる。また、不服申立ての便宜という点でも、行政手続法第 14 条の要求する処分理由の提示として欠けるところはない。

(16) 減免の申請手続きについて

審査請求人から沖縄市税条例第 51 条第 2 項に基づく減免の申請手続きはないが、仮にあったとしても、次の理由により該当しない。

処分庁は、当初課税の業務行程において、生活保護担当課より提供される生活保護法による生活扶助受給者リストを活用し、沖縄市税条例第 24 条第 1 項第 1 号に該当する者については個人の市民税・県民税を課さないこととしている。

審査請求人は平成 31 年度市民税・県民税が課されていることから同号の生活扶助受給者に該当する者ではないこととなる。また、審査請求人より提出された「全所得と必要経費（毎月の固定費）」により、一定の収入を得ていることが確認できるため、沖縄市税条例第 51 条第 1 項の規定は審査請求人には該当しないこととなる。

(17) 審査請求人は、税額が高すぎて老後の計画が阻害され普通の生活ができなくなる恐れがあるため、税額を 10 分 1 減額に見直すよう裁決を求めている。

しかし、税は公平性が原則であり、住民は平等に取り扱われなくてはならない。一部の納税者に対して市民税・県民税を減額するという例外的な措置は、公平性を犠牲にする側面を有するだけに、慎重な取り扱いを求められるものであり、法令上の規定により公平に判断することが適切である。審査請求人が課税された市民税・県民税を減額すべき法令上の規定は存在しない。一部の納税者に対して、市民税・県民税の減額を認めることは、他の納税義務者との公平性が認められないため、認めることはできない。本件処分は、上記

- (1) から (16) のとおり、法令で定めるところに従って適正になされており、何ら違法又は不当な点はない。
- (18) 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 審査庁の意見

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、原処分維持が適当と考えるため、棄却されるべきである。

第5 審査請求の経過

令和2年6月12日 審査庁から諮問書を受領
令和2年8月26日 第1回調査審議
令和2年9月16日 第2回調査審議
令和2年10月28日 第3回調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 審査請求の対象について

本件審査請求において、審査請求人は、沖縄市長の平成31年度市民税・県民税の納税通知書に関する金額の決定について、決定金額の見直し(1/10への減額)を要求している。

沖縄市長の平成31年度市民税・県民税の納税通知書に関する金額の決定については、令和元年7月16日付の平成31年度市民税・県民税更正決定通知書等による処分に加えて、令和元年6月3日付の平成31年度市民税・県民税納税通知書による処分がある。そして、本件の場合、令和元年6月3日付の処分によって、市民税・県民税の金額が決まり、令和元年7月16日付の処分によって、決定された金額の徴収方法が変更されたとも思われるので、本件における審査請求の対象が令和元年6月3日付の処分なのか、令和元年7月16日付の処分なのかを検討する。

この点、令和元年7月16日付の平成31年度市民税・県民税納税通知書には、「下記のとおり、課税(税額を変更)したので通知します。」と記載されていることから、令和元年7月16日付の処分では税の徴収方法の変更だけでなく、税額も決定していると評価できる。

よって、本件審査請求の対象は、令和元年7月16日付の処分と認められる。
以下、令和元年7月16日付の処分を本件処分という。

2 本件処分の法的評価について

(1) 税額について

本件処分で決定された市民税・県民税の年税額及び特別徴収額、普通徴収額は、審理員意見書にも記載されているように、関係法令に基づき、適正に賦課決定が行われたものと認められる。

よって、本件処分における税額の決定に瑕疵は認められない。

(2) 税の徴収方法の変更について

給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等について規定する地方税法第 321 条の 5 第 1 項は、「前条の特別徴収義務者は」「それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。」と特別徴収義務者の特別徴収義務について規定し、特別徴収義務者の特別徴収義務が解除される場合については、地方税法第 321 条の 5 第 2 項において、「前項の特別徴収義務者は」「納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。」と規定している。

かかる地方税法第 321 条の 5 の規定上、特別徴収義務者の特別徴収義務が解除されるのは、納税義務者が特別徴収義務者から給与の支払いを受けないこととなった場合に限られ、そうでなければ特別徴収義務者の特別徴収義務が存続する。

本件の場合、納税義務者である審査請求人は特別徴収義務者から継続して給与の支払いを受けているので、特別徴収義務者の特別徴収義務を解除する場合に当たらない。よって、本件において、特別徴収から普通徴収への切り替えのために特別徴収義務者からなされた届出は、地方税法第 321 条の 5 に則した届出とはいえない。

もっとも、特別徴収から普通徴収への切り替えについて、地方税法第 321 条の 5 第 3 項では、特別徴収義務者は給与の支払を受けないこととなった納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならないとされているにとどまり、届出の内容について、地方自治体に調査義務が課されていると解することはできない。

そうであるから、本件において、特別徴収義務者からなされた地方税法第 321 条の 5 に即しているとはいえない届出書の審査について、沖縄市の審査に瑕疵があったとはいえない。

よって、本件処分における税の徴収方法の変更に瑕疵は認められない。

3 税額の減免について

審査請求人から沖縄市税条例第 51 条第 2 項に基づく税の減免を求める申請手続はとられていないが、審査請求人は、本件審査請求にあたり、生活費に係る種々の主張を行い、税の減免を求めていることから、税の減免が認められるのかについても、検討する。

まず、そもそも税の減免は、沖縄市税条例上、申請手続があって初めて処分庁において検討される事項であり、申請手続がとられていない本件では税の減免が認められる余地はない。

なお、審理員は、審理員意見書において、審査請求人から仮に税の減免の申請があったとしても、審査請求人が生活保護法による生活扶助受給者ではないこと

及び審査請求人が一定の収入を得ていることを確認できることから、同条第1項の第1号から第7号までに該当しないのは明らかであるとしていることから、本件において審査請求人の税を減免しなかったとしても、特段、不合理とは考えられない。

4 その他の検討

その余の部分についても、審理員意見書のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、また、本件審査請求に係る審理員による審理手続についても、適正に行われたものと認められる。

5 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないので、本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

第7 付帯意見

1 届出書の様式について

本件処分は、令和元年7月12日に受付された令和元年7月10日付の特別徴収にかかる給与所得者異動届出書に基づいて行われたものと認められるが、同届出書には異動の事由及び異動年月日の記載がない。

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書は異動の事由を1から7までの番号の選択肢の中から選ぶ形式となっているが、処分庁では、本件のように何らの番号も選択されていない場合には「その他」の事由として取り扱う運用としているとのことである。

しかし、上記異動届出書の記載内容からは、記載漏れなのか、「その他」の事由なのかを判別することはできない。

そこで、異動の事由を判別するために、上記異動届出書の異動の事由の選択肢に「その他」を追加することが適当と思われる。

2 本件及び本件以外の同種事案における徴収方法の決定について

本件では、税の徴収について、普通徴収の方法ではなく特別徴収の方法によるべきであると判明しているため、特別徴収義務者に特別徴収義務を課すべきである。

また、処分庁は、本件以外にも、特別徴収の方法により税を徴収すべきであると把握している事案があるのであれば、それらについても、特別徴収義務者に特別徴収義務を課することが望ましい。もちろん、地方税法上、地方自治体に特別徴収の方法をとるべきかという点に関する調査義務が課されていると解することはできないので、処分庁に新たな調査を要求するものではないが、処分庁が既に特別徴収の方法により税を徴収すべきであると把握している事案では、特別徴収義務者に特別徴収義務を課するという対応を検討されたい。

以上

令和2年11月10日
沖縄市行政不服審査会

会長 大城 城間 真 也
委員 小 林 孝 博
委員 徳 森 孝 良
委員 徳 森 孝 広